

# Ｊヴィレッジ等における高校サッカー合宿推進事業補助金

## 申請の手引

### 1 事業趣旨

本事業は、平成23年3月に発生した東日本大震災及び原子力災害から復興を遂げたＪヴィレッジにおける高校生のサッカー合宿を通じ、交流人口の拡大及び周辺地域の振興、さらには合宿を行う高校生等に対する本県復興の状況発信を目的とするものです。

Ｊヴィレッジは令和6年度から固定開催が決定しているインターハイサッカー男子競技の主たる会場です。Ｊヴィレッジが同大会への出場を目指す高校生の憧れの舞台となるよう取組を進めていきます。

### 2 補助対象

- ・補助の対象者（以下「補助事業者」という。）は、福島県内外の高等学校（中等教育学校後期課程を含みます（以下の「高等学校」についても同様。））のサッカー部（男女）です。
- ・補助の対象経費は、合宿に係る宿泊費・交通費・ピッチ使用料です。
- ・同一校において、同一生徒等への補助は、1年度当たり1回限りです。

### 3 補助金額

1団体当たりの補助金額は、以下のとおりです。

なお、1団体当たり、(1)～(3)の合計額が50万円を上限とします。

#### (1) 宿泊費

延べ宿泊日数（宿泊人数×宿泊日数）×3,000円

※ 1人1泊当たり 3,000円の助成

#### (2) 交通費

補助事業者が所在する地域に応じて、以下のとおり定額を交付します。

ただし、対象経費の要件を往路及び復路において満たす必要があります。

なお、往路又は復路のいずれか一方のみの要件を満たす場合は、カッコ内の金額となります。

#### 【対象経費の要件】

(往路)

高等学校の所在地からＪヴィレッジまでの移動に要する経費

ただし、往路の途中で他地域における合宿、遠征等を経由する場合は対象外

(復路)

Ｊヴィレッジから高等学校の所在地までの移動に要する経費

ただし、復路の途中で他地域における合宿、遠征等を経由する場合は対象外

・福島県内	20,000円	(10,000円)
・北海道地方	80,000円	(40,000円)
・福島県を除く東北地方	40,000円	(20,000円)
・関東地方	60,000円	(30,000円)
・中部地方	80,000円	(40,000円)
・近畿地方	100,000円	(50,000円)
・中国四国地方	120,000円	(60,000円)
・九州地方	150,000円	(75,000円)

### (3) ピッチ使用料

Jヴィレッジのピッチ使用料を定額で交付します。

ただし、補助の上限は3時間とします。

・天然芝ピッチ	平日	14,000円/時間
	土日祝日及び特定日	18,000円/時間
・人工芝ピッチ		7,500円/時間
・雨天練習場		6,000円/時間

※ 全天候型練習場は対象外とします。

## 4 補助対象となる合宿の実施期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月14日(金)まで

令和7年3月15日以降の合宿に要する宿泊費、交通費、ピッチ使用料は補助対象外とします。

また、7月20日(土)～8月25日(日)の期間に行われる合宿は補助対象外とします。

## 5 補助の要件

この補助金は、合宿の内容が次に掲げる要件を全て満たす場合のみ対象となります。

- (1) 高等学校の部活動によるサッカー競技に関する合宿であること。
- (2) Jヴィレッジで行う合宿であること。
- (3) 大会への参加を目的としたものではないこと。ただし、スポーツ大会の前後に合宿を実施する場合は、大会参加日数を除いた宿泊日数を対象とする。
- (4) 合宿期間中に、次のア又はイに掲げるいずれかの交流活動を行うこと。
  - ア 国土交通省が認定する「福島県の震災伝承施設」第三分類に認定された13の施設のうち、いずれか一つの施設の見学。
  - イ 高等学校(県外を含む。)との交流試合

## 6 申請受付期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月3日（月）まで

- ※ 合宿を希望される日の2週間前までを目安に申請をお願いします。
- ※ 申請事務局（㈱Jヴィレッジ）に事前相談の上、宿泊施設やピッチの空き状況を確認した上で申請をしてください。
- ※ 事業予算額を超える申込みがあった場合、受付期間内であっても受付を終了します。終了の際は申請事務局のホームページでお知らせします。

## 7 申請方法

所定の申請書等を申請事務局へ郵送またはメールで送付してください。

申請書類等は申請事務局のホームページからダウンロードできます。

### 【書類提出先（申請事務局）】

〒979-0513 福島県双葉郡楡葉町山田岡字美シ森8

株式会社Jヴィレッジ ホスピタリティ事業部 高校サッカー合宿補助金事務局

※ 郵送の際は、封筒裏面に差出人の住所及び氏名を記入してください。

### ○メール宛先

株式会社Jヴィレッジ ホスピタリティ事業部 高校サッカー合宿補助金事務局

[jvcamp\\_support@j-village.jp](mailto:jvcamp_support@j-village.jp)

## 8 提出書類

### 【申請手続の流れ】

（申請事務局へ宿泊施設等の空き状況を確認後）

- 郵送による申請書等送付（交付申請）・・・・・・・・・・・・・・ ①
- 申請事務局・県機関による審査・・・・・・・・・・・・・・ ②
- 審査合格后、申請事務局から交付決定書郵送・・・・・・・・・・・・ ③
- 補助事業者による合宿実施・・・・・・・・・・・・・・ ④
- 補助事業者による実績報告書等を申請事務局へ郵送・・・・・・・・ ⑤
- 申請事務局・県機関による審査・・・・・・・・・・・・・・ ⑥
- 審査合格后、県から補助事業者へ補助金支払・・・・・・・・ ⑦

手続	提出書類	留意事項等
交付申請 （上記①）	交付申請書 （様式第1号）	・申請に先立ち、必ず事前に申請事務局に宿泊施設等の空き状況を確認の上、交付申請をしてください。 ・上記5の「補助の要件」を満たしているか、十分に確認してください。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 私立学校の場合、住所、学校名、代表者名については設置者（学校法人等）の情報を記入してください。</li> <li>• 本合宿の前後に他地域にて合宿、遠征等を実施する場合、Jヴィレッジの滞在期間における情報のみを記入してください。</li> <li>• 「宿泊施設の名称」は申請事務局が指定する施設を記載してください。</li> <li>• 「補助金申請額」は、延べ宿泊日数（宿泊人数×宿泊日数）×3,000円の宿泊費、要綱に定める交通費、ピッチ使用料の合計を記入してください。</li> <li>• 補助金の上限額は50万円です。上限額を超える場合は50万円と記入してください。</li> <li>• 「合宿の日程・内容」は他地域における合宿、遠征等を含めた全体の日程を記入してください。なお、必要事項が記入された資料（任意様式）を提出しても構いません。</li> <li>• 交流活動は震災伝承施設の見学又は交流試合のいずれかを選択し、訪問先又は相手方の高校を記載してください。</li> </ul>
	<p>補助金振込口座を確認できる通帳等の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 補助金振込口座は、原則として申請団体の口座を使用してください（個人口座は不可）。</li> <li>• 金融機関名、本支店名、預金種別、口座番号及びカナ名義が確認できる部分を提出してください。（基本的に通帳の表紙及び見開き1ページの写し）</li> </ul>
	<p>参加者名簿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 申請事務局のホームページに掲載している様式に入力し、印刷の上、紙ベースで提出してください。</li> <li>• ホームページ掲載の様式にある事項が確認できる場合は任意様式で結構です。</li> <li>• 合宿参加者の氏名、学年、宿泊有無、属性を記入してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 属性は、選手、マネージャー、監督、コーチ、部活動指導員から選択してください。</li> <li>※ 保護者等の同行者は補助金の対象とならないので、記入しないでください。</li> </ul> </li> </ul>

	委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 交付申請書（様式第1号）の申請者（設置者名、代表者職・氏名）と補助金振込口座の口座名義が異なる場合に提出してください。</li> </ul>
交付決定後に補助金申請額を変更する場合 （上記③と④の間）	変更交付申請書 （様式第2号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 交付決定後に、宿泊人数や宿泊日数等の変更により、補助金申請額が交付申請時から変更となる場合に提出してください。</li> <li>• ただし、20%を超えない範囲で減額となる場合は提出する必要はありません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請額の増額 → 提出が必要</li> <li>(2) 申請額の減額 → 減額幅が申請額の20%を超える場合のみ提出が必要</li> </ul> </li> <li>• 交流活動について、項目の変更（例：震災伝承施設の見学から交流試合への変更またはその反対）があった際についても提出してください。</li> </ul>
合宿を中止する場合 （上記③と④の間）	合宿の中止承認申請書 （様式第3号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 交付決定後に、合宿の実施を中止する場合に提出してください。</li> <li>• 中止により発生する宿泊施設やピッチ使用料等のキャンセル料は補助事業者にてお支払いいただきます。</li> </ul>
合宿終了後に補助金を請求する （上記⑤）	実績報告書 （様式第4号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 実績報告書は、<u>合宿終了日の翌日から起算して15日以内に提出してください。</u></li> <li>• 本合宿の前後に他地域にて合宿、遠征等を実施する場合、Jヴィレッジの滞在期間における情報のみを記入してください。</li> <li>• 「補助金額の算定」欄の(1)は、実際の延べ宿泊日数×3,000円の額を記入ください。</li> <li>• 延べ宿泊日数は、添付書類の宿泊証明書の日数と合致します。</li> <li>• 補助金の上限額は50万円です。上限額を超える場合は50万円と記入してください。</li> </ul>
	参加者名簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 合宿に参加した実績を記入してください。</li> </ul>
	実施した合宿の様子がわかる写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 合宿の全行程が分かる写真を8枚程度撮影し、任意様式にて提出してください（写真紙での提出でなく、オフィス用紙にデータ貼付のうえ印刷した物でもよい）。</li> </ul>
	宿泊証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 宿泊証明書はHPに掲載している様式をご利用ください。同様式と同様の記載内容を具</li> </ul>

		<p>備している場合は、宿泊施設が発行している宿泊証明書を提出いただいても差し支えありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 宿泊証明書の記入は、宿泊施設に依頼してください。</li> <li>• 「宿泊証明者」欄には宿泊施設代表者の印が必要ですので、必ず押印をお願いしてください。押印がない場合は、証明書として認められません。</li> </ul>
	宿泊に係る領収書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 宿泊施設が発行する領収書の写しを提出してください。</li> </ul>
	交流活動の様子が分かる写真、領収書等の写し	<p>【震災伝承施設の視察の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 入場チケットの領収書の写し等の料金の支払いが分かるものを提出してください。</li> <li>• 入場無料の施設の場合、交流活動の実施時に写真を撮影し、提出してください（集合写真や視察中の写真で、活動の事実が確認できる写真を5枚程度）。</li> </ul> <p>【交流試合の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 活動中の写真や集合写真（5枚程度）のほか、活動当日の実施要項やスケジュール等が分かる資料を提出してください。</li> </ul>

## 9 補助金の支払

上記8の手続に不備がないことを申請事務局及び福島県が確認した後、交付請求書（様式第6号）の提出をお願いします。補助金は、約1か月半程度を目途に指定の口座に振り込みます。

なお、振込をした旨の電話等連絡は行いません。

## 10 その他の留意事項

- (1) 地震等の天災・事件・事故・疾病等のやむを得ない事由で合宿が中止となった場合でも、宿泊施設やピッチ使用料のキャンセル料はお支払いいただきます。
- (2) この補助金の対象となった合宿に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を合宿が終了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存してください。

## 11 問合せ先

### 【申請事務局】

株式会社Jヴィレッジ ホスピタリティ事業部 高校サッカー合宿補助金事務局

所在地	〒979-0513 福島県双葉郡楡葉町山田岡字美シ森8
電話番号	0240-26-0111
メールアドレス	<a href="mailto:jvcamp_support@j-village.jp">jvcamp_support@j-village.jp</a>
問合せ対応時間	月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで (土日祝日及び令和7年1月14日～1月15日(休館日)を除く)
ホームページ	<a href="https://j-village.jp">https://j-village.jp</a>